所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告 下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律(令和元年法律第15号)第17条の規定により、所有者等の探索、 所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、 公告する。

令和7年10月17日 横浜地方法務局湘南支局 登記官 秋山 篤 記

- 1 手続番号 第0210-2022-0083号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項 高座郡寒川町宮山2814番